

意見公募手続回答書

		コード	45
案件名	かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例（案）		
募集期間	2019年7月1日（月）～ 2019年7月19日（金）		
意見受付件数	2件		
担当課	生活環境課		
No.	意見の要旨	市の考え方	
1	太陽光発電設備を設置する際には、周辺の土地の所有者の同意がなければ実施できないようにしてほしい。	<p>第4条において、設置者及び管理者の責務として、地域住民（事業区域に隣接する土地の所有者等だけでなく、事業区域からの境界から概ね300メートル（太陽光発電設備の出力が50キロワット未満の場合は100メートル）の区域内に居住する者等）への説明を行ない、理解を得られるように努めることと規定するものです。</p> <p>また、条例施行規則においては、当該事業に係る計画書の提出にあたって、隣接する土地所有者の同意書等を付するよう定めてまいります。</p>	
2	太陽光発電設備を設置する土地については、景観等を鑑み、耕作放棄地のみにしたり住宅地付近の場合は制限を設けるなど、許可できるところと許可できないところを示せないか。	<p>第4条において、設置者及び管理者の責務として、周辺環境の保全及び災害防止のために必要な措置を講じることとしており、また、上述のとおり、地域住民の理解を得られるように努めることを規定していることから、その他場所の制限等は想定しておりません。</p>	